様式第１５号の２（第３０条関係）（令和４組合訓令５・令和５組合訓令１０・一部改正）

酒広組消発第　　　　号

年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　様

酒田地区広域行政組合消防本部

消防長

**報　告　徴　収　書**

　　　　年　　　月　　日　　時　　分ころ、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　で

発生した火災について、火災調査のため必要があるので、（消防法第３２条第１項・消防法第

３４条第１項）の規定に基づき、下記事項を　　　　　年　　月　　日までに消防本部予防

課に文書をもって報告するよう要求する。

　なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第４４条の規定により処罰され

ることがある。

記

報告内容

教　示

この命令に不服のある場合は、命令のあったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、酒田地区広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に酒田地区広域行政組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。（訴訟において酒田地区広域行政組合を代表する者は管理者酒田市長となる。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に酒田地区広域行政組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。